

甲賀市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路占用料は、道路管理者である地方公共団体が条例で額及び徴収方法を定めることとされている。(道路法(昭和27年法律第180号)第39条第2項)

令和4年12月14日に「道路法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第378号)」が公布され、令和5年4月1日から国における道路占用料が改正されました。

今回、国の道路占用料と同じ金額に改正するため、甲賀市道路占用料徴収条例(平成16年甲賀市条例第143号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 直近に行われた令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を反映した国の基準に合わせて、道路占用料単価を改正します。

【別表関係】

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

(1) 別表(第2条関係)の改正により、道路占用料収入額が令和5年度と比較し、約500万円程度減少します。

(2) 地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては、道路法施行令(昭和27年政令第479号)に定める占用料の額を参考として設定するよう国土交通省より通知されています。